

埼玉県報



埼玉県発行

目次

<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県職員委員会規則の一部を改正する規則 (人事課) 二 ○職員勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二 ○埼玉県企業職員就業規程及び埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程 (企業・総務課) 三 告示 <ul style="list-style-type: none"> ○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 三 ○" " (西部創造) 四 ○" " (") 四 ○包括外部監査契約に関する公示 (改革政策局) 四 ○税務情報ネットワークプリンタ貸借に関する入札公告 (税務課) 四 ○埼玉県社会福祉総合センター使 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法による医療機関及び指定施術者の変更の届出 (") 八 ○生活保護法による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出 (") 八 ○生活保護法による介護機関の指定 (") 九 ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (") 一三 ○生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (") 二〇 ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (") 二〇 ○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害者福祉課) 二二 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 (障害者福祉課) 二四 ○障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (") 二五 ○埼玉県総合リハビリテーションセンターの手術器材に関する入札公告 (総合リハビリテーションセンター) 二五 ○さいたま市及び川越市への事務委託 (保険医療政策課) 二七 ○と畜検査手数料の徴収事務委託 (食肉衛生検査センター) 二八 ○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) 二八 ○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (") 二九 ○ " (") 二九 ○備前堀土地改良区の役員就任届 (加須農林) 二九 ○神川町土地改良区の役員就任届 (本庄農林) 三〇 ○有料公園施設等の使用料の徴収事務の委託 (越谷県土) 三〇 ○廃川敷地等の公示 (河川砂防課) 三〇 ○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 三〇 ○ " (") 三〇 ○ " (") 三一 ○ " (") 三一 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立上尾沼南高等学校外五十一年校コンピュータ教室用機器賃借に関する一般競争入札公告 (高校教育指導課) 三二 ○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 三三 ○県道小八林久保田下青鳥線の区域の変更 (東松山県土) 三三 ○開発行為に関する工事の完了公告 (") 三四 ○ " (") 三四 ○ " (") 三四 ○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (秩父県土) 三四 ○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 三四 ○ " (杉戸県土) 三五 ○自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に關する公安委員会告示 (運転免許課) 三五 ○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 三七 ○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 (") 四〇 ○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 (") 四二 ○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 (") 五二 ○政治資金規正法に基づく資金管
---	--	--	---

理団体の届出事項の異動

(選管委) 五二

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し

() 〃 () 五三

○平成十九年度埼玉県職員採用上級試験等の実施(任用審査課)

五三

○平成十九年度埼玉県警察事務職員採用上級試験の実施

() 〃 () 五五

○平成十九年度埼玉県職員採用初級試験等の実施()

五六

○平成十九年度埼玉県警察事務職員採用初級試験の実施()

() 〃 () 五五

員採用初級試験の実施

(任用審査課) 五八

○平成十九年度埼玉県免許資格格職職員採用試験の実施

() 〃 () 五九

○平成十九年度埼玉県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施

() 〃 () 六一

○内水面漁場管理委員会指示

(内水面漁場管理委員会) 六三

正誤

○埼玉県告示第六百九十四号中訂

(建築指導課) 六三

規則

埼玉県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十号

埼玉県職員委員会規則の一部を改正する規則

埼玉県職員委員会規則(昭和三十一年埼玉県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項」を「第九条第三項」に改める。

第二条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五条第一項中「吏員」を「職員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第十九号

本庁

地域機関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県取用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程(昭和二十七年埼玉県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び休息时间」を削る。

別表中

「食肉衛生検査センター」	食鳥検査の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間について40時間	上に同じ。	日曜日及び4週間について4日とし、業務の実態に応じ所屬長が定める日	上に同じ。
	と畜検査の業務に従事する職員	1週間につき40時間。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について40時間	上に同じ。	日曜日及び4週間について4日とし、業務の実態に応じ所屬長が定める日	上に同じ。
「創業・ベンチャー支援センター」	全職員	4週間を平均して1週間について40時間	上に同じ。	日曜日及び4週間について4日とし、業務の実態に応じ所屬長が定める日	上に同じ。

を

食肉衛生検査センター	食鳥検査の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間について40時間	上に同じ。	日曜日及び4週間について4日とし、業務の実情に応じ所屬長が定める日	上に同じ。
産業労働センター	と畜検査の業務に従事する職員	1週間につき40時間。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について40時間	上に同じ。	日曜日及び土曜日	上に同じ。
創業・ベンチャー支援センター	全職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。

改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十三号

埼玉県企業職員就業規程及び埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年四月二十七日

埼玉県公営企業管理者 今井大輔

埼玉県企業職員就業規程及び埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(埼玉県企業職員就業規程の一部改正)

第一条 埼玉県企業職員就業規程(昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二」を「第六条」に、「第十一条の二」を「第十一条」に改める。

に

第三条第四項中「、第五条第二項及び第六条」を「及び第五条」に改める。

第六条中「前四条」を「前三条」に改める。

第八条第二項中「及び休息时间」を削る。

第十一条第一項中「第六条、第六条の二」を「第五条、第六条」に改める。

第十二条第二項中「第六条の二又は第十一条」を「第六条又は第十条」に改める。

第十二条の二第一項中「第六条の二」を「第六条」に、「第十一条の二」を「第十一条」に改める。

(埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程(平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び休息时间」及び「及び第五条」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第七百九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創

造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日

平成十九年四月十九日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中央メモリアル

サービス

代表者の氏名

小池 五郎

主たる事務所所在地

埼玉県さいたま市中央区本町東二丁

目十三番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民の消費者保護を図るため、葬儀・仏事に関する無料相談を行うとともに、正しい情報を提案(提供)し、利用者が正しい知識を知らないがために、不利益を被ることのないよう公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年四月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人ステップ福祉会

三 代表者の氏名

佐々木 暹

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字下安松五十番地の

九十九

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対する自立生活の訓練ないし支援と余暇生活充実のための支援活動を行うことにより、知的障害者の地域生活援助事業として地域と社会福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第七百十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年四月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ほっとサポート

てんとうむし

三 代表者の氏名

神原 典子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市小仙波町四丁目十一番地二十

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者とその家族に対し、地域で生活するために必要な介護・援助等の支援を提供し、地域社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 契約の相手方の氏名及び住所

佐渡 一雄

埼玉県所沢市中富南四丁目六番地の

六 二 契約の期間の始期

平成十九年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執行費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

概算払

埼玉県告示第七百十三号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

税務情報ネットワークプリントの貸借一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年7月1日から平成24年6月30日まで。ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所
埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、本件業務一式の価格を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の賃貸」のうち「OA機器・用品」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止の期間中でない者であること。

(4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 杉浦 和也 電話048-830-2662（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成19年5月10日（木）まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁職員会館地下 B04会議室

イ 日時

平成19年5月18日（金）午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第七百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	埼玉県社会福祉総合センター
受託者の住所、名称及び代表者氏名	さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長 上田清司
委託期間	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

埼玉県告示第七百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機関

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名 称	開設者名	所 在 地	指 定 年 月 日
こせがわ内科クリニック	小瀬川 至	熊谷市広瀬二二六―六	平成十九年 四月 二日
寿康会クリニック	医療法人 寿康会	川口市西青木二一五―一五	平成十九年 三月 十二日
慈孝内科外科クリニック	武内 孝介	川口市安行領根岸二七二―七	平成十九年 四月 二日
安行メディカルクリニック	医療法人 彩葉会	川口市安行藤八 四一八	平成十九年 四月 二日
医療法人 光恵会	医療法人 光恵会	川口市芝西二二七―一六 SSビルA	平成十九年 四月 一日
医療法人 ゆうき会	医療法人 ゆうき会	東松山市松山二六二―一	平成十九年 四月 二日
かすかべ眼科	長島 弘	春日部市中央一五二―一 春日部セントラルビル5F	平成十九年 四月 五日
ふじクリニックス	柿沼 徹	春日部市中央一―一―四	平成十九年 四月 一日
草加西部クリニック	飯島 潔	草加市両新田西町四五六	平成十九年 三月 四日
下藤沢皮フ科クリニック	弓立 史善	入間市下藤沢七七―一四	平成十九年 三月 十五日
かわな整形外科	医療法人 美幸会	入間市下藤沢七七―一	平成十九年 四月 一日
はとがや緑内科クリニック	敷 剛爾	鳩ヶ谷市辻一五七三―一 鳩ヶ谷メディカルプラザ3F	平成十九年 三月 五日
医療法人 柴崎皮膚科医院	柴崎皮膚科医院	北本市東間六―七一	平成十九年 四月 一日
埼玉医科大学国際医療センター	埼玉医科大学	日高市山根一三九七―一	平成十九年 四月 一日
医療法人 蔵王会	蔵王会	入間郡毛呂山町中央四―一九―二二	平成十八年十一月 六日

二 指定施術者

氏名	住所	施設名称	所在地		指定年月日
			名	所	
上川 充広		かみかわ接骨院	川口市中青木二一五―三三三	平成十九年 三月 一日	
小野塚 理		おのづか接骨院	所沢市元町一六―一〇	平成十九年 三月 一日	
橋口 輝		もとかじ接骨院	入間市野田二二三―三	平成十九年 四月 四日	
田村 祐二		狭山ヶ丘はり灸整骨院	所沢市和ヶ原一―二四―四一 ビルコモラント一F	平成十九年 四月 二日	
相原 善行		あいはら鍼灸整骨院	狭山市広瀬東一―四―二三	平成十九年 四月 四日	
したら 眼科クリニック		児玉郡上里町金久保七六七		平成十九年 三月 五日	
寄居 本町クリニック		大里郡寄居町寄居八〇八―一		平成十九年 四月 一日	
やまて 歯科医院		飯能市飯能一三三七―三		平成十九年 三月 一日	
ち お り 歯科		春日部市一ノ割七七五―一		平成十九年 三月 十九日	
いのう え 歯科クリニック		桶川市泉一―八―二〇		平成十九年 四月 二日	
アイル 歯科クリニック		戸田市新曾二〇〇二―一二 市ヶ谷ビル三F		平成十九年 四月 四日	
たか デンタルクリニック		鳩ヶ谷市里一六四〇―一―一〇一		平成十九年 三月 七日	
谷 口 歯科医院		桶川市東二―一―一四		平成十八年十二月 一日	
埼玉医科大学国際医療センター		日高市山根一三九七―一		平成十九年 四月 一日	
デイリーケアセイジョー薬局所沢中央店		所沢市東所沢一―一四―七		平成十九年 二月 一日	
デイリーケアセイジョー薬局所沢山口店		所沢市山口一五二―一―一		平成十九年 二月 一日	
ヘルスケアセイジョー薬局 航空公園西口店		所沢市喜多町一七―一二 ウエストハイツイ階		平成十九年 二月 一日	
ウエルシア薬局 花園店		深谷市荒川四四〇		平成十九年 四月 四日	
あい 薬局 鳩ヶ谷辻店		鳩ヶ谷市辻一五七三―一 一階A号		平成十九年 三月 七日	
早 稲 田 調 剤 薬 局		三郷市早稲田一―三―一〇 KTT六ビル一F		平成十九年 三月 一日	
デイリーケアセイジョー薬局五味ヶ谷店		鶴ヶ島市五味ヶ谷一―一		平成十九年 二月 一日	
アポック日高センター前薬局2号店		日高市山根一三八五―一		平成十九年 四月 二日	
アポック高麗川駅前薬局		日高市原宿三二七―七		平成十九年 四月 二日	
アポック日高センター前薬局1号店		入間郡毛呂山町葛貫九〇六―五		平成十九年 四月 二日	
メデイスンショップ 上里薬局		児玉郡上里町金久保七五九―一		平成十九年 四月 一日	
あげお愛友の里・訪問看護ステーション		上尾市西門前七二七―三		平成十七年 四月 一日	

石田 健一	石田 接骨院	鳩ヶ谷市里九六一―一七	平成十九年 三月 八日
石田 諦子	石田 接骨院	鳩ヶ谷市里九六一―一七	平成十九年 三月 八日
近藤 豊	ゆう鍼灸整骨院	北葛飾郡杉戸町下高野七六九―五	平成十九年 三月 十二日
菅原 栄作	すがはら治療院	所沢市北有楽町一七―一六―一〇三	平成十九年 四月 四日
土屋 賢治	勝(シマ)サシ整骨院 栗塚サシ	東京都新宿区新宿一―五―四 YKBマイクガーデン二〇一	平成十九年 四月 五日

埼玉県告示第七百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
小林 歯科医院	所在地	熊谷市肥塚一三四	熊谷市箱田七―三―三三
たちばな薬局	名称	医療法人真和会 小林 歯科医院	小林 歯科医院
	所在地	桶川市下日出谷三三二―一―一五	桶川市下日出谷西一―三二―一

二 指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後
梅木 勝	施術所所在地	富士見市水谷東三―三―一―九	志木市中宗岡五―一七―三
青木 俊晴	施術所所在地	東京都西東京市下保谷四―一四―一	東京都練馬区石神井町三―二七―四 鴨下ビルF
	施術所名称	保谷駅前接骨院	石神井さくら整骨院

埼玉県告示第七百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地	休止年月日
医療法人財団健和会 高州訪問看護ステーション	三郷市高州一―三二五―一二二	平成十九年 四月 一日

埼玉県告示第七百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
寄居本町クリニック	大里郡寄居町寄居八〇八―一	平成十九年 三月三十一日
かすかべ眼科	春日部市中央一―五二―一 春日部セントラルビル五F	平成十九年 二月二十八日

ビッグドラッグ薬局 中央店	所沢市東所沢一―一四―七	平成十九年	一月三十一日
あげお愛友の里・訪問看護ステーション	上尾市久保二七〇―三	平成十七年	四月 一日
有限会社 三郷市早稲田二―一八―六森ビル一階	三郷市早稲田二―一八―六森ビル一階	平成十九年	二月二十八日
よしおか整形外科	東松山市松山二六二―一	平成十九年	四月 一日
かわな整形外科	入間市下藤沢七六七―一	平成十九年	三月三十一日
芝西 医院	川口市芝西二―二七―一六	平成十九年	三月三十一日
まつぎき整形リウマチクリニク	北本市東間六一七―一	平成十九年	三月三十一日
せきぐち内科	児玉郡上里町勅使河原一―五八―一	平成十九年	三月 十五日
美原薬局	所沢市美原町二―二九三〇―三井原ハイツ店舗C	平成十九年	三月三十一日
氏家眼科医院	春日部市粕壁一―五―五	平成十九年	二月二十八日

二 指定施術者

アカタマ薬局 本店	草加市吉町四―一―五〇	平成十九年	二月二十八日
草加西部クリニク	草加市両新田西町四五六	平成十九年	三月 四日
武里整形外科診療所	春日部市大場一三八五―三	平成十九年	三月二十四日
美里町国民健康保険診療所	児玉郡美里町木部五三八―五	平成十九年	三月三十一日
春日部中央	春日部市中央一―一―四	平成十九年	三月三十一日
クリニク	入間郡毛呂山町長瀬八五五―七	平成 十年	十月 一日
柴崎皮膚科医院	飯能市山手町六一―	平成十九年	二月二十八日
やまて歯科医院	所沢市喜多町一七―二二ウエス	平成十九年	一月三十一日
ビッグドラッグ薬局 航空公園西口店	トハイツ一F	平成十九年	三月三十一日
香日向薬局	幸手市香日向四―一五―八	平成十九年	三月二十四日

氏名	石田 金次郎	住所	石田 接骨院 鳩ヶ谷市里九六一―一七	施設名称	接骨院	所在地	鳩ヶ谷市里九六一―一七	廃止年月日	平成十八年 八月三十一日
----	--------	----	--------------------	------	-----	-----	-------------	-------	--------------

埼玉県告示第七百十九号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

名称	松伏町地域包括支援センター 地域包括支援センターひいらぎの里 三芳町地域包括支援センター	所在地	北葛飾郡松伏町上赤岩七五二―一 朝霞市岡三―一七―六〇 入間郡三芳町藤久保一―〇〇―一	開設者名	医療法人 優和会 有限会社埼玉ライフサポート 三 芳 町	サービスの種類	介護予防支援 介護予防支援 介護予防支援	指定年月日	平成十九年 四月 一日 平成十九年 四月 一日 平成十九年 四月 一日
----	--	-----	---	------	------------------------------------	---------	----------------------------	-------	---

愛	毛呂山町地域包括支援センター	入間郡毛呂山町中央二一	毛呂山町	介護予防支援	平成十九年三月二十八日
ほ	ふじみ野市地域包括支援センターふくおか	ふじみ野市福岡一	ふじみ野市	介護予防支援	平成十九年四月一日
ー	地域包括支援センターかすみがおか	ふじみ野市霞ヶ丘一	いるま野農業協同組合	介護予防支援	平成十九年四月十日
む	地域包括支援センターつるがま	ふじみ野市鶴ヶ舞一	社会福祉法人 樹会	介護予防支援	平成十九年四月十一日
	大里広域地域包括支援センターFOMA・なごみ	深谷市新戒四一	社団法人 深谷市・大里郡医師会	介護予防支援	平成十九年四月一日
	大里広域地域包括支援センターはなみずき	深谷市柏合一〇	医療法人社団 優慈会	介護予防支援	平成十九年四月一日
	大里広域地域包括支援センター深谷市社会福祉協議会	深谷市西島町二一	社会福祉法人 深谷市社会福祉協議会	介護予防支援	平成十九年四月一日
	大里広域地域包括支援センターふじさわ苑	深谷市人見二〇	社会福祉法人 深谷藤沢福祉会	介護予防支援	平成十九年四月一日
	幸手西地域包括支援センター	幸手市千塚一	社会福祉法人 幸和会	介護予防支援	平成十九年四月一日
	安行メデイカルクリニック	川口市安行藤八	医療法人社団 彩葉会	訪問看護	平成十九年四月二日
	医療法人社団光恵会 芝西医院	川口市芝西二一	医療法人社団 光恵会	介護予防居宅療養管理指導	平成十九年四月一日
	山崎外科胃腸科	熊谷市本町一	医療法人 山崎会	訪問看護	平成十九年三月十六日
	デイリーケアセイジョー薬局 所沢中央店	所沢市東所沢一	株式会社 セイジョー	介護予防訪問看護	平成十九年三月一日
	デイリーケアセイジョー薬局 所沢山口店	所沢市山口一	株式会社 セイジョー	居宅療養管理指導	平成十九年二月一日
	ヘルスケアセイジョー薬局 航空公園西口店	所沢市喜多町一	株式会社 セイジョー	介護予防居宅療養管理指導	平成十九年二月一日
	デイリーケアセイジョー薬局 五味ヶ谷店	鶴ヶ島市五味ヶ谷一	株式会社 セイジョー	居宅療養管理指導	平成十九年三月八日
		川口市中青木三	有限会社 ホソノ	介護予防居宅療養管理指導	平成十九年三月五日

デイサービスセンターぴゅあ	川口市上青木西二―四―八	株式会社	ピュアホームズ	介護予防訪問介護 通所介護	平成十九年 四月 一日
白岡町社会福祉協議会訪問介護事業所	南埼玉郡白岡町高岩二―七―七―一	社会福祉法人	白岡町社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成十八年 四月 一日
白岡町社会福祉協議会通所介護事業所	南埼玉郡白岡町高岩二―七―七―一	社会福祉法人	白岡町社会福祉協議会	介護予防通所介護	平成十八年 四月 一日
水辺の園しおり	春日部市本田町二―三―一九	有限会社	健彦コーポレーション	介護予防通所介護	平成十八年 四月 一日
ソレアード	鴻巣市上谷一―四―一―一	株式会社	ウエルフェアクリエイション	介護予防通所介護	平成十九年 三月二十二日
ソレアード 鴻巣 通所介護事業所	鴻巣市上谷一―四―一―一	株式会社	ウエルフェアクリエイション	介護予防通所介護	平成十九年 三月 六日
訪問介護事業所クォーターヴィレッジ	草加市柿木町一〇八四	社会福祉法人	草加松原会	訪問介護	平成十八年 四月 一日
ソレアード戸田 デイサービスセンター	戸田市美女木八―二―一―一七	株式会社	ウエルフェアクリエイション	介護予防訪問介護	平成十八年 四月 一日
ソレアード戸田 ショートステイセンター	戸田市美女木八―二―一―一七	株式会社	ウエルフェアクリエイション	介護予防短期入所生活介護	平成十八年 四月 一日
健やか人生 福はうち	戸田番目五―三五―三 大畑第一マンション二階	株式会社	健やか人生福はうち	訪問介護	平成十九年 三月 三十日
健やか人生 福はうち	戸田番目五―三五―三 大畑第一マンション二階	株式会社	健やか人生福はうち	介護予防訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 三月 三十日
ヘルパーステーション めぐみ	鳩ヶ谷市坂下町一―八―一―一六	社団法人	埼玉県看護協会	通所介護	平成十九年 三月 三十日
鳩ヶ谷ケアセンターそよ風	鳩ヶ谷市里一―二―一―八	株式会社	メデカジャパン	介護予防訪問介護	平成十九年 三月 一日
セントケア極楽湯 和光	和光市白子一―七―一―六	株式会社	セントケア東京株式会社	短期入所生活介護	平成十九年 三月 一日
富家病院デイケアセンター(通所リハビリテーション)	ふじみ野市亀久保二―一九―七	医療法人社団	富家会	介護予防短期入所生活介護	平成十九年 四月 六日
悠久園デイサービスセンター	入間郡毛呂山町長瀬一―三―五―一	社会福祉法人	育心会	訪問入浴介護	平成十九年 四月 一日
居宅介護支援わかば	所沢市下安松一―二―四―七	有限会社	イグチ	介護予防訪問入浴介護	平成十九年 四月 一日
デイケアホーム ゆうらくの郷	狭山市水野九八五―八	有限会社	ゆうらくケアサービス	介護予防通所介護	平成十九年 三月 八日
上福岡市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	ふじみ野市福岡一―一―二	社会福祉法人	上福岡市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成十九年 四月 十日
かみふくおか中央デイサービスセンター	ふじみ野市福岡一―二―一―五	社会福祉法人	上福岡市社会福祉協議会	介護予防通所介護	平成十九年 四月 十日

デイサービスセンター遊楽	熊谷市宮町一―六四	株式会社ソワニエ	通所介護	平成十九年三月十九日
村岡茶楼	熊谷市村岡三一八一―一	有限会社ソーシャルワーク本舗さいたま	通所介護	平成十九年四月一日
ケアサービスやまぶき	比企郡小川町鞆負一―一―一	竹澤サービス株式会社	介護予防通所介護	平成十九年一月一日
あおいとりケアセンター	東松山市本町二―六―二	社会福祉法人 青い鳥福祉会	訪問介護	平成十九年三月一日
デイサービスセンター くわの実	羽生市下新郷六六〇	社会福祉法人 羽生福祉会	介護予防訪問介護	平成十九年三月八日
ショートステイ くわの実	羽生市下新郷六六〇	社会福祉法人 羽生福祉会	介護予防短期入所生活介護	平成十九年三月八日
つくしの里デイサービスセンター	本庄市三二四五―一	株式会社メディアカルサービスブルーミール関東	通所介護	平成十九年三月一日
あきやま苑デイサービスセンター	大里郡寄居町秋山七二一	社会福祉法人 栄寿会	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
ユウネスデイサービスセンター	大里郡寄居町保田原三〇一	社会福祉法人 栄寿会	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
あきやま苑短期入所生活介護事業所	大里郡寄居町秋山七二一	社会福祉法人 栄寿会	介護予防短期入所生活介護	平成十九年四月一日
川本デイサービスセンターのぞみ館	深谷市田中二二二―五	有限会社 トータルライフケアセンター	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
大谷デイサービスセンターのぞみ館	深谷市大谷二三六九―一	有限会社 トータルライフケアセンター	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
西島デイサービスセンターのぞみ館	深谷市西島八―一	株式会社 グレイスコート	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
福祉用具レンタル グレイスコート	深谷市西島八―一	株式会社 グレイスコート	介護予防福祉用具貸与	平成十九年四月一日
社会福祉法人深谷市社会福祉協議会 深谷事業所	深谷市西島町二―一四―四	社会福祉法人 深谷市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成十九年四月一日
社会福祉法人深谷市社会福祉協議会 花園事業所	深谷市小前田二三三四―五	社会福祉法人 深谷市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成十九年四月一日
デイサービスセンター岡部ぬくもりの里	深谷市榛沢新田九三三―一	医療法人社団 優慈会	通所介護	平成十九年四月一日
デイサービスまんさくの里	深谷市瀬山六二二―九	株式会社福祉の村 孝宏会	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
深谷整形デイサービスセンター野の花	深谷市東方一三〇二―一	医療法人社団 勝医会	通所介護	平成十九年四月一日
介護予防リハセンターはなみずき	深谷市榎合八七九―一	医療法人社団 優慈会	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
小鹿野町ヘルパーステーション	秩父郡小鹿野町小鹿野三〇〇	小鹿野町	訪問入浴介護	平成十九年四月一日
			介護予防訪問介護	

めいと新座志木訪問介護事業所 ひらすかの郷短期入所生活介護事業所 ひらすかの郷通所介護センター	新座市野火止五―一八―二一 幸手市平須賀二―二二四 幸手市平須賀二―二二四	株式会社 めいとケア 社会福祉法人 幸和会 社会福祉法人 幸和会	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問介護 短期入所生活介護 通所介護 介護予防通所介護	平成十九年 四月 四日 平成十九年 四月 一日 平成十九年 四月 一日
デイサービスセンター 清雅園 居宅介護支援事業所 ひらぬま 杜の家 あい	日高市森戸新田九九―二 吉川市平沼一―二二―二二F 入間市森坂四―一二	社会福祉法人 晃和会 有限会社ケアラインコーポレーション 有限会社 あい	介護予防通所介護 介護予防通所介護 居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十八年 四月 一日 平成十九年 四月 一日 平成十九年 四月 一日

埼玉県告示第七百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたもの)とみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年四月二十七日 埼玉県知事 上田清司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
志木市立市民病院	所在地 越谷市弥生町一―四 越谷弥生ビルF 志木市立救急市民病院	名 称 アイリスケアセンター越谷弥生	ニチイケアセンター越谷弥生 越谷市弥生町一―四 越谷弥生ビル五階B号室 志木市立市民病院	居宅介護支援 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援
ニチイケアセンター川口領家	名 称 アイリスケアセンター川口領家	ニチイケアセンター柳崎	ニチイケアセンター川口領家	居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援
ニチイケアセンター草加高砂	名 称 アイリスケアセンター草加高砂	ニチイケアセンター柳崎	ニチイケアセンター草加高砂	居宅介護支援 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援

ニチイケアセンター富士見	ニチイケアセンター所沢	ニチイケアセンター越谷弥生	ニチイケアセンター春日部中央	ニチイケアセンター狭山	ニチイケアセンター坂戸	ニチイケアセンター東松山	ニチイケアセンター富士見	ニチイケアセンター入間	ニチイケアセンター朝霞	ニチイケアセンター戸田
名 称	名 称	名 称	名 称	名 称	名 称	名 称	名 称	名 称	名 称	名 称
アイリスケアセンター富士見	アイリスケアセンター所沢	アイリスケアセンター越谷弥生 所在地 越谷市弥生町一―四 越谷弥生ビル1F	アイリスケアセンター春日部中央	アイリスケアセンター狭山	アイリスケアセンター坂戸	アイリスケアセンター東松山	アイリスケアセンター富士見	アイリスケアセンター入間	アイリスケアセンター朝霞	アイリスケアセンター戸田
ニチイケアセンター富士見	ニチイケアセンター所沢	ニチイケアセンター越谷弥生 越谷市弥生町一―四 越谷弥生ビル五階B号室	ニチイケアセンター春日部中央	ニチイケアセンター狭山	ニチイケアセンター坂戸	ニチイケアセンター東松山	ニチイケアセンター富士見	ニチイケアセンター入間	ニチイケアセンター朝霞	ニチイケアセンター戸田
居宅介護支援 介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援	居宅介護支援 介護予防訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 訪問介護	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援	介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援

ニチイケアセンター所沢	名	アイリスケアセンター所沢	ニチイケアセンター所沢	訪問介護
医療生協さいたま所沢訪問看護ステーション	所在地	所沢市山口三三―一グラウンデール二〇一号室	所沢市元町二―八	訪問看護
ニチイケアセンター和光	名称	アイリスケアセンター和光	ニチイケアセンター和光	訪問介護
ニチイケアセンター熊谷	名称	アイリスケアセンター熊谷	熊谷市肥塚四―一六一	居宅介護支援
ニチイケアセンター新座	名称	アイリスケアセンター新座	ニチイケアセンター新座	訪問介護
ニチイケアセンター鶴ヶ島	名称	アイリスケアセンター鶴ヶ島	ニチイケアセンター鶴ヶ島	居宅介護支援
ニチイケアセンター友輪	名称	アイリスケアセンター友輪	ニチイケアセンター友輪	訪問介護
ニチイケアセンターせんげん台	名称	アイリスケアセンターせんげん台	ニチイケアセンターせんげん台	訪問介護
ニチイケアセンター八潮	名称	アイリスケアセンター八潮	ニチイケアセンター八潮	訪問介護
ニチイケアセンター上尾	名称	アイリスケアセンター上尾	ニチイケアセンター上尾	居宅介護支援
ニチイケアセンター草加稲荷	名称	アイリスケアセンター草加稲荷	ニチイケアセンター草加稲荷	訪問介護
				訪問入浴介護

ニチイケアセンター草加稲荷	ニチイケアセンターみずほ台	ニチイケアセンター狭山ヶ丘	ニチイケアセンターさつて	ニチイケアセンター和光南	ニチイケアセンター川口並木	ニチイケアセンター和光みなみ	ニチイケアセンターふきあげ	ニチイケアセンター朝霞台
名 称	名 称	名 称	名 称	名 称	名 称	名 称	名 称	名 称
アイリスケアセンター草加稲荷	アイリスケアセンターみずほ台	アイリスケアセンター狭山ヶ丘	アイリスケアセンターさつて	アイリスケアセンター和光南	アイリスケアセンター川口並木	アイリスケアセンター和光みなみ	アイリスケアセンターふきあげ	アイリスケアセンター朝霞台
ニチイケアセンター草加稲荷	ニチイケアセンターみずほ台	ニチイケアセンター狭山ヶ丘	ニチイケアセンターさつて	ニチイケアセンター和光南	ニチイケアセンター川口並木	ニチイケアセンター和光みなみ	ニチイケアセンターふきあげ	ニチイケアセンター朝霞台
居宅介護支援 訪問介護	居宅介護支援 介護予防訪問介護	訪問介護 福祉用具貸与	居宅介護支援 介護予防訪問介護 訪問介護	居宅介護支援 介護予防訪問介護 通所介護	訪問介護 福祉用具貸与	介護予防訪問介護 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 認知症対応型共同生活介護	訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援	訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 介護予防訪問介護

ニチイケアセンター野火止	名	アイリスケアセンター野火止	訪問介護
ニチイケアセンター大袋	名	アイリスケアセンター大袋	居宅介護支援 介護予防訪問介護 訪問介護
ニチイケアセンター北坂戸	名	アイリスケアセンター北坂戸	訪問入浴介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護
ニチイケアセンター北坂戸	名	アイリスケアセンター北坂戸	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 通所介護
ニチイケアセンター北坂戸	名	アイリスケアセンター北坂戸	通所介護
居宅支援事業所ひまわりの里	名	ひまわりの里	居宅介護支援 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 居宅介護支援
あいはな福祉用具サービス	所在地	川口市栄町一―九―八 篠山ビル三階	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
ニチイケアセンター川口並木	名	アイリスケアセンター川口並木	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
小手指第一地域包括支援センター	名	小手指第一・山口地域包括支援センター	介護予防支援 訪問介護
ヘルパーステーションどんぐりの里	名	特定非営利活動法人てあしの会入間	訪問介護
ニチイケアセンター鶴瀬	所在地	入間市上藤沢四四九―八	介護予防訪問介護 訪問介護
ニチイケアセンター鶴瀬	名	アイリスケアセンター鶴瀬	通所介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 福祉用具貸与
ニチイケアセンター鶴瀬	名	アイリスケアセンター鶴瀬	福祉用具貸与

居宅介護支援事業所	みくら	所在地	川口市芝下二一七―五	川口市芝下一―三―二四・二〇二	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 居宅介護支援
-----------	-----	-----	------------	-----------------	--

埼玉県告示第七百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	休 止 年 月 日
医療法人財団健和会 高州訪問看護ステーション	三郷市高州一―三一五―一二	介護予防訪問看護 居宅介護支援 訪問看護	平成十九年 四月 一日
株式会社福祉の街 上尾営業所	上尾市日の出三―九―一 F	介護予防訪問介護 訪問介護	平成十九年 三月三十一日
ニチイケアセンターさつて	幸手市東四―五―四関口ビルF	介護予防訪問介護 訪問介護	平成十九年 四月 一日
あい・デイサービスセンター	入間市新久八四五―二二―二三―三三五	介護予防通所介護 通所介護	平成十九年 三月三十一日
ケアプランセンター すずめ	本庄市本庄三―四―二 森田店舗1F	居宅介護支援	平成十九年 四月 一日
デイサービスセンター 遊・戸田	戸田市笹目一―一三―二四	介護予防通所介護 通所介護	平成十九年 三月三十一日

埼玉県告示第七百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
介護センター105 入間 ケアサポートステーションMOMO ビッグドラッグ薬局 航空公園西口店	入間市上藤沢四四九―八 新座市石神二―一―一五―一〇二 所沢市喜多町一七―二ウエストハイツ―F	居宅介護支援 訪問介護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 福祉用具貸与	平成十九年 三月三十一日 平成十九年 四月 一日 平成十九年 一月三十一日
通所介護支援事業所 デイサービスつじの園 ケアショップ 105 入間	狭山市柏原一―八五―六 入間市上藤沢四四九―八	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 福祉用具貸与	平成十九年 三月三十一日 平成十九年 三月三十一日
ビッグドラッグ薬局 中央店 有限会社 トータル・サポート	所沢市東所沢一―一四―七 川口市赤山八三―一―三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	平成十九年 一月三十一日 平成十九年 三月三十一日
ヘルパーステーション105 所沢営業所 ケアショップ 105 所沢営業所	所沢市西狭山ヶ丘一―二四六〇―二六 所沢市西狭山ヶ丘一―二四六〇―二六	訪問介護 介護予防訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成十九年 三月三十一日 平成十九年 三月三十一日
介護センター105 所沢営業所 扇揚在宅介護支援センター ティートー・ビター	所沢市西狭山ヶ丘一―二四六〇―二六 入間市南峯一四五―二 狭山市水野五〇二―一エスポール狭山一〇一号 秩父郡小鹿野町小鹿野三〇〇	居宅介護支援 福祉用具貸与 訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護	平成十九年 三月三十一日 平成十九年 三月三十一日 平成十六年 二月二十九日 平成十九年 四月 一日
小鹿野町両神ヘルパーステーション	秩父郡小鹿野町両神薄二二九九五	訪問介護	平成十九年 四月 一日

芝 西 医 院	川口市芝西二二七―一六	介護予防訪問介護 訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導 通所介護 介護予防通所介護 訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 三月三十一日
デ イ ヤ す ら ぎ 壱 番 館	比企郡小川町小川一〇九七―一		平成十九年 三月三十一日
特定非営利活動法人てあしの会	所沢市西狭山ヶ丘一―二四六〇―二六		平成十八年 六月 三十日

埼玉県告示第七百二十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定によ

り次のとおり公示する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

事業者(設置者)の名称	事業所(設置者)の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業所番号
株式会社ビジュアルビジョン	埼玉県上尾市上町1-1-14	株式会社ビジュアルビジョン 介護福祉センター深谷 訪問介護 ひまわりの里	埼玉県深谷市西島町2-1-0	平成19年1月16日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児	1114600297
株式会社中村	埼玉県川越市神明町1-45	ビッツグザー鴻巣	埼玉県川口市西青木5-2-43	平成19年2月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1110200530
株式会社セイジョー	東京都世田谷区成城6-1-6	ビッツグザー所沢	埼玉県鴻巣市氷川町2-3	平成19年2月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	11111700140
株式会社セイジョー	東京都世田谷区成城6-1-6	ビッツグザー狭山	埼玉県狭山市入間川3-2	平成19年2月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1112500333
株式会社セイジョー	東京都世田谷区成城6-1-6	ビッツグザー熊谷	埼玉県熊谷市柿沼637-4	平成19年2月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1112700180
株式会社セイジョー	東京都世田谷区成城6-1-6	訪問介護事業所 ビッツグザー東松山 グループホームあやめ	埼玉県東松山市小松原町7-12	平成19年2月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1113100299
社会福祉法人平野の里	埼玉県幸手市平野920	アリスケアセンター入間	埼玉県幸手市中1-12-2	平成19年2月1日	共同生活介護・共同生活援助	身体障害者・知的障害者	1126100021
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アリスケアセンター入間	埼玉県所沢市東住吉8-10	平成19年3月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者	1112500341
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アリスケアセンター入間	埼玉県所沢市東住吉8-10	平成19年3月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者	1112800204
特定非営利活動法人ケアフロン	埼玉県行田市長野4-17	介護サービスマわり	埼玉県行田市豊岡1-3-29	平成19年3月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1113700098
特定非営利活動法人ケアフロン	埼玉県行田市長野4-17	介護サービスマわり	埼玉県行田市長野4-17	平成19年3月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者	1113700098
特定非営利活動法人ケアフロン	埼玉県行田市長野4-17	介護サービスマわり	埼玉県行田市長野4-17	平成19年3月1日	行動援護	知的障害者	1113700098
特定非営利活動法人ケアフロン	埼玉県所沢市北秋津790-1	所沢どんぐりの家	埼玉県所沢市久米535-2	平成19年3月31日	就労継続支援(B型)	精神障害者	1112500359
社会福祉法人所沢しいのき会 株式会社自立	埼玉県川口市西青木5-2-43	チャレンジポ	埼玉県川口市西青木5-2	平成19年4月1日	機能訓練・就労移行支援(多機能型)	特定なし	1110200548
特定非営利活動法人あおいら	埼玉県熊谷市双柳460-3	就労移行支援事業所わかばの	埼玉県熊谷市双柳1247	平成19年4月1日	就労移行支援	精神障害者	1112600117
社会福祉法人創和	埼玉県入間市東町1-10	創和ユニット	埼玉県入間市久保稲荷1-27	平成19年4月1日	就労移行支援(B型)	精神障害者	1112800212
特定非営利活動法人ゆうき福祉会	埼玉県所沢市南永井867-1	すだち作業所	埼玉県所沢市南永井867	平成19年4月1日	就労継続支援(B型)	知的障害者	1112500374
特定非営利活動法人すみれ福祉会	埼玉県上尾市本町2-6-24	すみれ事業所	埼玉県上尾市中妻5-32	平成19年4月1日	就労継続支援(B型)	知的障害者	1111600241
特定非営利活動法人エヌピー	埼玉県所沢市緑町4-6-6	クークみどり	埼玉県所沢市緑町4-6-6	平成19年4月1日	就労継続支援(B型)	精神障害者	1112500366
特定非営利活動法人サン・フ	埼玉県東松山市砂田町8-6	サン・フレッシュ・メイト事業所	埼玉県東松山市砂田町8-6	平成19年4月1日	就労継続支援(B型)	知的障害者	1113300212
特定非営利活動法人ケルン	埼玉県秩父市中村町3-12	作業所ケルン	埼玉県秩父市中村町3-12	平成19年4月1日	就労継続支援(B型)	精神障害者	1114900085
特定非営利活動法人障がい者自立支援自立工房山叶本舗	埼玉県秩父市久那1629	自立工房 山叶本舗	埼玉県秩父市久那1629	平成19年4月1日	就労継続支援(B型)	肢体不自由者及び知的障害者	1114900093
社会福祉法人はぐくむ会	埼玉県大里郡寄居町折原2482	はぐくみ園	埼玉県大里郡寄居町末野2044	平成19年4月1日	就労継続支援(多機能型)	知的障害者	1114550021
社会福祉法人泉	埼玉県大里郡寄居町折原2482	第二はぐくみ園	埼玉県大里郡寄居町末野509	平成19年4月1日	就労継続支援(多機能型)	知的障害者	1114550096
社会福祉法人清心会	埼玉県秩父市山田1199	生活介護事業所とも	埼玉県秩父市中村町3-1	平成19年4月1日	生活介護	知的障害者	1114900101
社会福祉法人健翔会	埼玉県行田市小見1141	麦の穂	埼玉県行田市小見1141	平成19年4月1日	生活介護・生活訓練	知的障害者	1113700106

社会福祉法人昇栄会	埼玉県行田市真名坂2027	けやき工房	埼玉県加須市志多見397-1	平成19年4月1日	生活介護・生活訓練・就労継続支援(B型)(多機能型)	身体障害者及び知的障害者	1113800088
社会福祉法人とむに福祉会	埼玉県春日部市内牧大道3921-1	ファミリーセンターとむに	埼玉県春日部市一ノ割1075-5	平成19年4月1日	生活介護・就労継続支援(B型)(多機能型)	特定なし	1110600333
社会福祉法人緑の風福祉会	埼玉県三郷市半田1212-2	みどりの風	埼玉県三郷市半田1212-2	平成19年4月1日	生活介護・就労継続支援(B型)(多機能型)	知的障害者	1111200174
社会福祉法人昴	埼玉県東松山市大谷590-2	アイセンサーライズ	埼玉県比企郡嵐山町鎌形2804-1	平成19年4月1日	生活介護・就労継続支援(B型)(多機能型)	知的障害者	1113214389
社会福祉法人清心会	埼玉県秩父市山田1199-2	多機能型事業所ふらわあ	埼玉県秩父市寺尾2825	平成19年4月1日	生活介護・就労継続支援(B型)(多機能型)	知的障害者	1114900051
社会福祉法人安誠福祉会	埼玉県浦川市川田谷4948-1	障害福祉サービス事業所 いずみのの家	埼玉県浦川市川田谷1991-5	平成19年4月1日	生活介護・就労継続支援(B型)(多機能型)	知的障害者	1115200022
社会福祉法人とまとの会	埼玉県上尾市上911-3	ぶちとま	埼玉県上尾市上911-3	平成19年4月1日	生活訓練・就労移行支援・就労継続支援(B型)(多機能型)	知的障害者	11111600118
メリー・パートナー合同会社	埼玉県川越市南大塚1505-1	メリー・ケア	埼玉県川越市南大塚1505-1	平成19年4月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者	1110400452
有限会社間柴メテイクサービス	埼玉県飯能市栄町6-1	ましばヘルパーステーション	埼玉県飯能市緑町3-4	平成19年4月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者	1112600125
社会福祉法人狭山市社会福祉協議会	埼玉県狭山市入間川2-13	社会福祉法人狭山市社会福祉協議会障害者福祉サービス事業所	埼玉県狭山市富士見1-1	平成19年4月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者	1112700198
有限会社こじまケアサポートサービス	埼玉県加須市志多見2343	有限会社 こじまケアサポートサービス	埼玉県加須市志多見2343	平成19年4月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	1113800096
社会福祉法人長瀬福祉会	埼玉県秩父郡長瀬町野上下郷428	ヘルパーステーション ながとろ苑	埼玉県秩父郡長瀬町野上下郷428	平成19年4月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者	1114840026
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター坂戸	埼玉県坂戸市日の出町2-6	平成19年4月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・精神障害者	1116000116
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター北坂戸	埼玉県坂戸市末広町17-23	平成19年4月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・精神障害者	1116000124
特定非営利活動法人あゆみ福祉会	埼玉県鶴ヶ島市藤金880-20	つっじホーム	埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘405-1	平成19年4月1日	共同生活援助	知的障害者・精神障害者	1126200011
特定非営利活動法人みんなのいえ	埼玉県深谷市上柴町西2-10-6	みんなのむら	埼玉県深谷市東方町2-15-13	平成19年4月1日	共同生活介護・共同生活援助	知的障害者・精神障害者	1124600055
NPO法人生活支援サービスにじ	埼玉県鴻巣市箕田112-1	ヘルパーステーションにじ	埼玉県鴻巣市箕田112-1	平成19年4月1日	行動援護	知的障害者・障害児・精神障害者	1111700017
医療法人尚寿会	埼玉県狭山市水野594	在宅サポート21狭山訪問看護ステーション	埼玉県狭山市水野36-3	平成19年4月1日	行動援護	知的障害者・障害児・精神障害者	1112700032
特定非営利活動法人誠会	埼玉県北葛飾郡鷺宮町栄1-7-6	児童デイサービス まこちやん	埼玉県北葛飾郡鷺宮町栄大輪404	平成19年4月1日	児童デイサービス	知的障害者	1111125082
社会福祉法人秩父市社会福祉事業団	埼玉県秩父市蒔田1977	秩父市特別養護老人ホーム 偕楽苑	埼玉県秩父市蒔田1977	平成19年4月1日	短期入所	身体障害者	1114900119

埼玉県告示第七百二十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により指定障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により次のと

おり公示する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

事業者(設置者)の名称	事業者(設置者)の主たる事業所の所在地	事業所の所在地	指定年月日	主たる対象とする障害の種類	事業所番号
社会福祉法人一粒	埼玉県鴻巣市鎌塚400-1	埼玉県鴻巣市鎌塚400-1	平成19年3月15日	知的障害者	1111700074
埼玉県		埼玉県上尾市西貝塚14	平成19年4月1日	身体障害者(肢体不自由、視覚障害)	1111600092
社会福祉法人めぐみ会		埼玉県入間郡三芳町北永	平成19年4月1日	身体障害者	1112400021
社会福祉法人ゆいの里福祉会		埼玉県富士見市みどり野	平成19年4月1日	肢体不自由者及び知的障害者	1112900053
埼玉県		埼玉県比企郡嵐山町古里	平成19年4月1日	知的障害者	1113214322
社会福祉法人清心会		埼玉県秩父市山田119	平成19年4月1日	知的障害者	1114900044
社会福祉法人みめま福祉会		埼玉県蓮田市黒浜104	平成19年4月1日	身体障害者	1115700054

等の公にせよ。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 田 豊 臣

埼玉県社会福祉法第七百四十五号
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により指定相談支援事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により次のと

事業者(設置者)の名称	事業者(設置者)の主たる事業所の所在地	事業所の所在地	指定年月日	主たる対象とする障害の種類	事業所番号
特定非営利活動法人いちご福祉会	埼玉県川口市安行慈林9	埼玉県川口市安行慈林9	平成19年4月1日	精神障害者	1130200064
社会福祉法人つぐみ共生会	埼玉県越谷市恩間新田24	春日部市障害者生活支援センター	平成19年4月1日	身体障害者・知的障害者	1130600032
社会福祉法人めぐみ会	埼玉県入間郡三芳町北永	相談支援センター	平成19年4月1日	身体障害者・知的障害者	1132400027
特定非営利活動法人自立生活センター遊トピア	埼玉県熊谷市中央1-14	障害者生活支援センター	平成19年4月1日	身体障害者・知的障害者	1133100055
社会福祉法人黎明会	埼玉県熊谷市中奈良131	熊谷市障害者相談支援センター	平成19年4月1日	身体障害者・知的障害者	1133100063
社会福祉法人黎明会	埼玉県桶川市倉田513	相談支援センターわおん	平成19年4月1日	身体障害者・知的障害者	1135200010

埼玉県社会福祉法第七百二十六号

埼玉県知事 田 豊 臣

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年四月二十七日

調達内容	購入等件名及び数量
(1) 購入等件名及び数量	埼玉県総合リハビリテーションセンター手術器材 一式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所
埼玉県総合リハビリテーションセンター
- (5) 入札方法
入札は、本県が示す予定数量及び入札者が見積もった単価に従って計算した総価で行うものとする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の販売」のうち「医療機器」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売の許可を受けている者であること。
- (5) 購入する手術器材について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒362-8567 埼玉県上尾市大字西貝塚148番1 埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 佐野 隆彦 電話048-781-6744(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

- 平成19年6月8日(金)から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
- ア 場所
埼玉県総合リハビリテーションセンターB棟3階大会議室
- イ 日時
平成19年6月8日(金)午前10時00分
- (4) 入札・開札の場所及び日時
- ア 場所
埼玉県総合リハビリテーションセンターB棟3階大会議室
- イ 日時
平成19年6月18日(月)午前10時00分
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 平成19年6月15日(金)午後5時00分(必着)
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならぬ。

(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法
この公告に示した特定役務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与
2の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:
Bid for the purchase of prosthetic joints for use at the Saitama Rehabilitation Center.

(2) Deadline for Submissions:
By mail : 5 : 00 p.m., June 15, 2007
In person : 10 : 00 a.m., June 18, 2007

(3) Contact Point for More Information :
Management Service Division, Saitama Rehabilitation Center
Nishikaizuka 148-1, Ageo-shi, Saitama-ken 362-8567

Ph.048-781-6744

埼玉県告示第七百二十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)別表福祉部の項第五号から第九号に規定する手数料、同表保健医療部の項第三十七号から第三十九号まで、第五十号、第五十二号から第五十九号まで、第六十八号、第七十号、第七十一号、	さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市さいたま市長 相川 宗一 川越市元町一丁目三番地一 川越市川越市長 舟橋 功一	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

第八十三号、第八十四号、第八十九号、第一百十六号、第一百十八号、第一百十九号、第一百四十五号、第一百四十七号及び第一百四十八号に規定する手数料、くず物取扱業に関する条例(昭和三十三年埼玉県条例第二十六号)第九条に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第七十八号)第二十六号第三号に規定する手数料	
---	--

埼玉県告示第七百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
川口食肉荷受株式会社	川口市領家四丁目七番十八号 川口食肉荷受株式会社 代表取締役 石井 一雄	平成十九年四月一日から 平成二十年三月三十一日まで
越谷食肉センター	越谷市増森一丁目十二番地 日本畜産興業株式会社 代表取締役 福田 武仁	
和光ミートセンター	和光市下新倉六丁目九番二〇号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 徳次	
県北食肉センター	熊谷市下増田一七三番地 県北食肉センター協業組合 理事長 中村 保一	
本庄食肉センター	本庄市杉山一一五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 小林 靖典	
北埼玉食肉センター	加須市大字平永一〇四七番地 北埼玉食肉センター事業協同組合 理事長 高鳥 義幸	

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイヤモンドシティ川口サイボーショッピングセンター

川口市前川一の一の二十九 外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 千九百三十七台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 千九百三十七台

駐輪場の位置

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 千七百台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 千七百台

荷捌き施設の位置及び面積

(変更前) 位置 図面省略 面積 七百七、三平方メートル

(変更後) 位置 図面省略 面積 七百八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 図面省略 容量 二千百十九立方メートル

(変更後) 位置 図面省略 容量 二千百三十四立方メートル

荷捌き施設において荷捌きを行なうことができる時間帯

(変更前) 午前四時から翌午前〇時

(変更後) 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成十九年十二月十四日

ニ 届出年月日

平成十九年四月十三日

二 縦覧期間

平成十八年四月二十七日から平成十九年八月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届

埼玉県中央産業労働センター
意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十八年四月二十七日から平成十九年八月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ララガーデン春日部

春日部市南一丁目一番一 他

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

所在地については春日部市の中心市街地内にあることから、届出書の中にある交通への支障を回避するための方策等を実施していただくとともに、市や商工会議所などが計画している施策や事業との連携、整合性を図られながら出店されますようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成十九年四月二十七日から平成十九年五月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第七百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)鴻巣駅東口A地区第一種市街地再開発A一街区ビル

鴻巣市本町一丁目地内外

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

商業施設用の駐輪場ではあるが、駅に隣接しているがために、駅の利用者も駐輪場を利用すると思うが、放置自転車に対する対策も考えていただきたい。高齢者の方々は自転車による来店が考えられ、高齢者に配慮した施設として、駐輪場には可能な限り、屋根を設置するなどの配慮をしていただきたい。二十四時間営業の駐車場には、治安を踏まえて十分な防犯対策が望まれる。周辺道路の歩道との段差が五センチメートルとお聞きしたが、車両が歩道へ乗り入れる事故防止策を考えていただきたい。

二 縦覧期間

平成十九年四月二十七日から平成十九年五月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第七百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員を就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年四月二十七日

職名 氏名 住 所
 埼玉県知事 上田 清 司
 監事 新井 一郎 北埼玉郡騎西町大字牛重五七六番地

埼玉県告示第七百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
 神川町土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

職名 氏名 住 所
 監事 清水 忠之 児玉郡上里町大字長浜五三二一四

埼玉県告示第七百三十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

委託する公園施設等の名称 吉川公園の野球場及び運動場の使用料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名 吉川市吉川二丁目一番地一 吉川市 吉川市長 戸張 胤茂	委託期間 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで
-----------------------------------	--	----------------------------------

埼玉県告示第七百三十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政

令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
 その関係図面は、県土整備部河川砂防課及び埼玉県杉戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 河川の名称
利根川水系姫宮落川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十九年四月十九日
- 三 廃川敷地等の位置

県	市	大字	字	地番
埼玉県	久喜市	桶ノ口	大野	一〇三二地先
同	白岡町	篠津	向沖谷	三〇六九一―二地先
同	同	野牛	南谷	二〇〇一―地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 一四二・九二平方メートル

埼玉県告示第七百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、
 公告する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 許可番号

平成十九年三月十二日

指令行整第一六〇三六四一号

二 検査済証番号

平成十九年四月二十三日第七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡北川辺町大字栄字六軒四〇
 八―一外十二筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都足立区新田一丁目一〇番一九号
 都築鋼産株式会社
 代表取締役 都築 宗政

埼玉県告示第七百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十八年十一月二十四日

指令杉整第一八〇一六六〇号

二 検査済証番号

平成十九年四月二十三日第八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町高野台西二丁目一〇

一一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市東二丁目四番一号

株式会社 フジタ

代表取締役 藤田 直樹

埼玉県告示第七百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年四月十六日

指令行整第一七〇〇四八二号

二 検査済証番号

平成十九年四月二十三日第九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北下新井字欠

折八六〇一四、七七五二、八四三

一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字北下新井八三

一 中島 房子

埼玉県告示第七百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年二月二十一日

指令杉整第一八〇二〇五〇号

二 検査済証番号

平成十九年四月二十三日第十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字久保四二

五一、四二五三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市中央四丁目四二

丸善ハウジング株式会社

代表取締役 諏訪 富美江

埼玉県告示第七百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立上尾沼南高等学校外51校コンピュータ教室用機器等貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年9月1日(土)から平成24年7月31日(火)まで

ただし、翌年度以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 榎原 健一、山崎 正義 電話048-830-6625 (直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 下記(3)の入札説明会又は下記(3)イの日時以後上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
- ア 場所
 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉教育会館3階303会議室
- イ 日時
 平成19年5月11日(金) 午後3時
- ウ その他
 履行場所における説明会も、別途実施する予定である。
- (4) 入札・開札の場所及び日時
- ア 場所
 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉教育会館3階303会議室
- イ 日時
 平成19年6月25日(月) 午前10時
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
- ア あて先
 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当
- イ 受領期限
 平成19年6月22日(金) 午後5時(必着)
- ウ 提出方法
 書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成19年6月8日(金)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
- 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
 この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であって、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
 無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 52 schools including Satama Prefectural Ageoshoan high school

(2) Time-limit for tender: 10:00 a.m., June, 25, 2007. (tender submitted by mail 5:00 p.m., June, 22, 2007)

(3) Contact point for notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Satama Prefectural

Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6625

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 入間郡毛呂山町大字岩井字総庭九一七番一

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 入間郡毛呂山町大字岩井一六二三番地
 内野 邦三

平成十九年四月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十八年十一月十五日

指令飯整第一八〇〇四四〇号

二 検査済証番号

平成十九年四月二十四日

飯整第一九〇〇〇一号

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成十九年四月二十七日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 小八林久保田下青鳥線
 - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧			一一・八〇 一四・二〇	七・〇〇	
新		比企郡吉見町大字中新井字天神前六七九番一地先	一一・八〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年一月九日

第一八〇一六七〇号
二 検査済証番号

平成十九年四月二十日

第一九〇〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字築地前

一五二一一二、一五二一一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新座市片山三丁目五番三三三号
鎌田 光史

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年一月十九日

第一八〇一六二〇号
二 検査済証番号

平成十九年四月二十日

第一九〇〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字下貉字一丁目一六

六一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字下貉一六六一一
磯 光代

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十九年四月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員(単位メートル)	道路の延長(単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成十九年四月十九日	秩父郡小鹿野町小鹿野字北町裏一九二一番三、一九二一番三地先国有道路敷	六・一〇、 六・二六	四六・二二	秩父郡小鹿野町小鹿野八九番地 小鹿野町長 関口和夫

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木 孝之

一 許可番号

平成十九年四月十日

指令行整第一八〇〇六五一号

二 検査済証番号

平成十九年四月十八日第五十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字旗井字古利根

一九〇三―三、一九一〇―三、一九〇

二二―一の一部、仮換地二七街区一〇画

地、二一画地、二二画地の一部、保留地二七街区一一画地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字旗井一九〇二

番地

中村 賢作

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年四月十日
指令杉整第一八〇二二二二号

二 検査済証番号

平成十九年四月二十日

杉整第一四五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字高柳字中島一

七六一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市東三丁目三番五号

有限会社 東ハウジング

代表取締役 吉野 武

埼玉県公安委員会告示第154号

平成17年埼玉県公安委員会告示第161号(自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示)の一部を次のように改正し、平成19年5月1日から施行する。

平成19年4月27日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

別表を次のように改める。

申請書、届出書及び申込書の別	日 時		場 所
	受付区分		
運転免許申請書	(1) 道路交通法第97条の2の規定により技能試験及び学科試験を免除される者が運転免許を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午後1時から午後1時45分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター運転免許試験場 (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
技能検査申請書	(2) 限定解除審査又は条件変更審査を申請するとき。		
限定解除審査申請書	(3) 道路交通法第89		

条第2項の規定により技能検査を申請するとき。	けん引自動車に係る運転免許を申請するとき。ただし、道路交通法第97条の2の規定により技能試験を免除される者を除く。	大型特殊自動車に係る運転免許を申請するとき。ただし、道路交通法第97条の2の規定により技能試験を免除される者を除く。	上記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。	運転免許証再交付申請書	運転免許証更新申請書
				次のいずれかに該当する者が運転免許証の更新を申請するとき。	次のいずれかに該当する者が運転免許証の更新期間前における更新申請書
火曜日及び木曜日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	水曜日及び金曜日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター運転免許試験場 (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)	埼玉県警察本部 交通部運転免許センター運転免許試験場 (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)

<p>(3) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者</p> <p>上記受付区分に該当しない者が運転免許証の更新を申請するとき。</p>	<p>での日を除く。</p>	<p>鴻巣405番地4)</p>
	<p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午前1時から午後2時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）</p>
<p>次のいずれかに該当する者が国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の更新を申請するとき。</p> <p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者</p> <p>(2) 道路交通法施行令第37条の6又は第37条の6の2に該当する者</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察本部 交通部運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>
<p>経由申請書</p> <p>道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者が運転免許証の更新を申請するとき。</p>	<p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察本部 交通部運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>
<p>運転免許証取消申請書</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察本部 交通部運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>

<p>運転経歴証明書交付申請書</p>	<p>での日を除く。</p>	<p>鴻巣405番地4)</p>
<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察本部 交通部運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>	
<p>国外運転免許証交付申請書</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察本部 交通部運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>
<p>運転免許証記載事項変更届</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察本部 交通部運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>

埼玉県選管告示第四十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成19年3月1日~3月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国民新党参議院埼玉県第一支部	沢田哲夫	宇野行男	さいたま市西区三橋六―七八	平成十九年三月十四日
自由民主党東秩父支部	江原宏	上田勝彦	秩父郡東秩父村奥沢九	平成十九年三月十二日
民主党埼玉県参議院選挙区第4総支部	山崎邦子	本吉義博	さいたま市浦和区岸町七―九―一七葵ビル―A	平成十九年三月十九日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あいはら貴人を担ぐ会	銀屋弘美	吉田潤	鴻巣市本町八―五―五八―一〇八	平成十九年三月五日
明るい三郷	長峯正之	佐々木信保	三郷市戸ヶ崎三―一―一	平成十九年三月十四日
浅井くにおみサポーターズ	浅井久仁臣	浅井直子	さいたま市南区神明一―三―一〇メゾンプチ二〇一	平成十九年三月九日
荒井一宏後援会	高橋誠	荒井佳代子	日高市横手一―二―一三	平成十九年三月二十二日
石井康二後援会	加藤富男	村田宗久	大里郡寄居町寄居三五二―一	平成十九年三月十三日
石川せいじ後援会	松丸信男	皆川晴雄	蓮田市黒浜四八〇九―一	平成十九年三月六日
岩崎忠夫君を励ます会	岩崎忠夫	岩崎純子	さいたま市南区別所三―二四―一	平成十九年三月七日
内田三郎後援会	鈴木清作	山本文子	児玉君美郷町古郡九三〇	平成十九年三月十四日
江原ひろゆきを育てる会	金子孝之	金子稔彦	南埼玉郡白岡町小久喜一〇七―一二	平成十九年三月十四日
大倉秀夫後援会	斉藤博	大倉崇隆	南埼玉郡白岡町小久喜二二六四―一	平成十九年三月九日

国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の記載事項の変更の届出をするとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察国外運転免許センター(埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)
---------------------------------------	---	--

再試験受験申込書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。	埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課(埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
----------	--	---

平成十九年四月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

岡崎千春	岡田ひろみ	おだかふさよし	小田まさゆき	変えよう埼玉の会	加藤利明	神田よしゆき	雅清	北本を考える市民の会	幸風	埼玉県商工政治連盟入間支部	埼玉県商工政治連盟大和支部	埼玉県商工政治連盟加須支部	埼玉県商工政治連盟北川辺支部	埼玉県商工政治連盟越谷支部	埼玉県商工政治連盟幸手支部	埼玉県商工政治連盟新座支部	埼玉県商工政治連盟羽生支部	埼玉県商工政治連盟宮代支部	埼玉県商工政治連盟八潮支部	埼玉県商工政治連盟鷲宮支部	埼玉県自動車整備協同組合政治連盟	埼玉県隊友政治連盟	斎藤篤	さいとう和雄	さいとう久雄	榊原秀忠	嶋村伸夫	清水さだお	市民ネットワーク・かわぐち	鈴木久才	鈴木ひでき
直井ことえ	福島博	小鷹房義	川端隆二	青島泰弘	波多野幸一	梅野茂文	木津雅晟	手島晴代	中山秀雄	高山振二	真中紀	清水延浩	野中進	帷子和夫	中山幸也	佐藤周造	藤間圭一	坂巻博	鈴木俊一	齋藤勝	松崎秀夫	内藤幸雄	斎藤泰二	三宅昌三	加藤久男	榊原秀忠	嶋村伸夫	庄田善一	山野井美代	小堺勝康	鈴木稔
二瓶雅雄	佐藤茂子	小鷹信子	小野京子	鹿島真理	稲橋由紀子	菊地稔	榎本賢隆	小林若子	吉沢隆	向柴良一	石井敏夫	千葉達也	池田寿夫	中野忠茂	折原好伸	岩崎善圀	井上昭二	野口秀雄	多田八郎	高橋行雄	印出孝男	山岡靖義	斎藤洋子	斉藤和雄	秋山良雄	榊原伸吉	嶋村伸夫	荒川保章	吉田幸子	鈴木淳子	篠田照代
蕨市中央三―二―一六	熊谷市妻沼一二五三一	比企郡鳩山町熊井四七六一二	狭山市水野一〇二八―四〇	さいたま市北区宮原町二―一三四―五	北足立郡伊奈町小室一―一三六―三	さいたま市北区本郷町一七―一―三二二―〇一	三郷市半田一二二六	北本市西高尾一―二三―四	北埼玉郡騎西町鴻基二〇二九―二四	入間市南峯一四六	北埼玉郡大和町大桑八二七―二	加須市本町七―一七	北埼玉郡北川辺町栄二四六―五	越谷市中町七―一七	幸手市東三―八―三	新座市栗原五―一六―二五	羽生市東七―一―一五	南埼玉郡宮代町西原四一七	八潮市八潮一―二一―三	北葛飾郡鷲宮町桜田一―一四―一〇	北葛飾郡栗橋町高柳二二〇二―一	さいたま市北区日進町一―一六八―一―A―三〇六	幸手市幸手一七七―二	北埼玉郡大和町間口一―一七六―二	越谷市相模五―四九―二	川口市北原台一―二七―一四	川口市今福二八五―一五三	児玉郡美里町小茂田三七四―一	川口市飯塚四―一―一三三	加須市南町一四一六七	比企郡吉見町和名一二三九―三
平成十九年三月六日	平成十九年三月十四日	平成十九年三月十二日	平成十九年三月十三日	平成十九年三月十三日	平成十九年三月十六日	平成十九年三月九日	平成十九年三月二十七日	平成十九年三月二十二日	平成十九年三月一日	平成十九年三月三十日	平成十九年三月二十八日	平成十九年三月十五日	平成十九年三月二十七日	平成十九年三月三十日	平成十九年三月二十八日	平成十九年三月十四日	平成十九年三月七日	平成十九年三月三十日	平成十九年三月十二日	平成十九年三月二十八日	平成十九年三月十九日	平成十九年三月二十九日	平成十九年三月三十日	平成十九年三月二十九日	平成十九年三月三十日	平成十九年三月十二日	平成十九年三月六日	平成十九年三月二十日	平成十九年三月一日	平成十九年三月九日	

清 一 後援会
 せき 勝 後援会
 土屋 祥吉 後援会
 長 峯 正之 後援会
 西山 じゅんじを励ます会
 根 岸 博 後援会
 野 口 克 博 後援会
 長 谷 川 浄 意 後援会
 は ば たく 鳩ヶ谷の会
 半 田 かほる 後援会
 福 野 みちる 後援会
 舟 橋 一 浩 後援会
 舟 橋 かずひろ 総合後援会
 松 本 しげみ 後援会
 まつもと 正行 後援会
 見 沼 花と緑の会
 三 宅 じゅん子 後援会
 無 所 属・いきいき埼玉の会
 むらた 文一をあげます会
 村 田 まさひろ 後援会
 森 泉 よしおを励ます会
 柳 瀬 忠 作 後援会
 柳 田 つとむ 後援会
 山 口 まさし 後援会
 山 野 井 美代となかまたち
 横 山 秀 男 後援会
 若 さで 八潮を 変える 会
 蔵 市 薬 剤 師 政 治 連 盟

秋本 清一
 関 上 遠野 耕一
 勝 野 義 久
 西 山 淳 次
 根 岸 洋 司
 河 村 修 司
 長 谷 川 浄 意
 浜 小 林 洋 子
 平 野 成 仁
 舟 橋 一 浩
 井 上 精 一
 松 本 繁 身
 松 本 喜 一 郎
 杉 田 佳 子
 江 森 よ り 子
 佐 久 間 実
 村 田 文 一
 村 田 正 弘
 岡 田 暉 夫
 小 澤 政 治
 柳 田 力
 廣 田 由 樹
 山 野 井 美 代
 大 熊 勝
 金 澤 久 幸
 藤 井 源 三

秋本 一男
 黒 澤 幸 司
 柳 川 信 弘
 佐 々 木 信 保
 西 山 広 江
 張 英 名
 村 尾 斉 一 郎
 高 橋 勝
 木 村 稔
 半 田 フ ミ
 豊 嶋 健 一
 亀 田 仁
 亀 田 仁
 松 本 か め
 松 本 修 司
 田 村 琢 実
 五十嵐 米 子
 永 沼 正 人
 木 島 正 道
 村 田 正 江
 中 川 朗
 立 川 寿 雄
 小 牧 広 美
 山 口 晶 子
 吉 田 幸 子
 横 山 恭 子
 大 熊 淳
 新 藤 泰 子

さいたま市南区辻四一七―四 平成十九年 三月 九日
 鶴ヶ島市富士見二―三五―二五―一〇五 平成十九年 三月 十九日
 比企郡川島町下伊草一九四 平成十九年 三月 十二日
 三郷市戸ヶ崎三一―一―一 平成十九年 三月 十四日
 所沢市中富南三―八―一〇 平成十九年 三月 一日
 児玉郡美里町阿那志二二〇九 平成十九年 三月 二十三日
 南埼玉郡白岡町新白岡二―二二―八 平成十九年 三月 十九日
 さいたま市緑区中尾一九二 平成十九年 三月 九日
 鳩ヶ谷市坂下町四―三―一三 平成十九年 三月 二十三日
 羽生市中央二―四―三四グリーンミュージック羽生二〇五 平成十九年 三月 十二日
 八潮市八潮七―一―一三 平成十九年 三月 一日
 川越市通町二四―一―四 平成十九年 三月 二十七日
 川越市通町二四―一―四 平成十九年 三月 五日
 比企郡鳩山町小用二七 平成十九年 三月 十二日
 加須市阿良川三八八―二 平成十九年 三月 二十九日
 さいたま市見沼区南中野四五七―一五 平成十九年 三月 七日
 行田市小見一四一―二 平成十九年 三月 七日
 春日部市南二―六―二〇 平成十九年 三月 十二日
 東松山市幸町一〇―八 平成十九年 三月 九日
 秩父郡長瀨町長瀨二八五 平成十九年 三月 六日
 春日部市備後東一―一―二二 平成十九年 三月 一日
 児玉郡美里町猪俣一五三―一 平成十九年 三月 二十日
 川口市芝六九〇六―三六 平成十九年 三月 二十二日
 入間郡三芳町みよし台七―九シャルルみずほ一階 平成十九年 三月 二十六日
 川口市飯塚四―一―一三三 平成十九年 三月 二十六日
 日高市武蔵台一―一―一 平成十九年 三月 二十七日
 八潮市八潮七―一―一三 平成十九年 三月 一日
 蔵市中央四―一四―一 平成十九年 三月 九日

埼玉県選管告示第四十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があった。
(平成19年3月1日~3月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成十九年四月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
社会民主党大宮支部	代表表者	吉田 実	石川 誠寿	平成十九年三月六日
社会民主党川越支部	主たる事務所の所在地	川越市旭二―二―四八	川越市旭町一―三―三九	平成十九年三月六日
自由民主党荒川村支部	会計責任者	小池 春雄	桜井 享	平成十九年三月十九日
自由民主党北川辺支部	主たる事務所の所在地	北埼玉郡北川辺町小野袋五八六	北埼玉郡北川辺町向古河一九六九	平成十九年三月十六日
自由民主党埼玉県宅建支部	会計責任者	池田 英之	田中 功	平成十九年三月二十日
自由民主党埼玉第十五選挙区支部	会計責任者	榎本 弘	庄野 昌夫	平成十九年三月二十三日
自由民主党さいたま市見沼区支部	会計責任者	武藤 常久	慶野 功	平成十九年三月二十九日
自由民主党鳩ヶ谷支部	代表表者	若杉 克己	加藤 彰	平成十九年三月九日
(二) その他の政治団体	主たる事務所の所在地	鳩ヶ谷市坂下町三―五―一一	鳩ヶ谷市南五―二―一〇	同

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
青木信男後援会	代表表者	荻野 健治	荒井 幸雄	平成十九年三月六日
あきや昭治後援会荒宿支部	代表表者	渡辺 巖	岡田 信一	同
あきや昭治後援会権現堂川支部	代表表者	高橋 正美	柿沼 ヨシ	平成十九年三月五日
あきや昭治後援会天神町支部	主たる事務所の所在地	幸手市北二―三―二六	幸手市中三―五―二〇	同
あきや昭治後援会元気倶楽部	代表表者	川又 貢	市村 正武	平成十九年三月五日
あきや昭治後援会天神町支部	代表表者	幸手市北三―六―三一	幸手市神明内一〇五―一	同
あきや昭治後援会元気倶楽部	代表表者	野口 博信	内田 潤	平成十九年三月五日
あきや昭治後援会元気倶楽部	代表表者	丸谷 美香子	野口 明	平成十九年三月二十九日
あきや昭治後援会元気倶楽部	代表表者	高橋 護	松本 匡史	平成十九年三月二十七日
あきや昭治後援会元気倶楽部	代表表者	松本 匡史	小谷 明	同
あきや昭治後援会元気倶楽部	代表表者	加須市富士見町一〇―三三	加須市富士見町八―一二	同
『新井いたる』と県政を考える会	代表表者	新井 清格	野口 哲次	平成十九年三月二十九日
新井せいじ後援会	代表表者	新井 清貴	根岸 栄一	平成十九年三月七日
五十嵐みどり後援会	代表表者	落合 義雄	飯塚 武雄	平成十九年三月二十八日
石川ともあき励ます会	代表表者	石川 智明	佐々木 浩	平成十九年三月二十日

市川つねお後援会	いなうら巖後援会	うるしばた和司後援会	えのもと栄後援会	岡まち子と共に未来をつくる会	春日部市との合併を実現する会	かすかべ市民参加の「まちづくりの会	かとう正二後援会	加藤正三後援会	加藤ゆきお後援会	かやの和広後援会	木津まさあき後援会	久喜くにやす後援会	工藤正司後援会	熊谷新時代を創る市民の会	行和	小林友明後援会	駒井いさお後援会	さいとう秀雄後援会	佐野ちかこ後援会	ししくら千代子後援会	しぶた智秀後援会	島村勉後援会	しらね大輔後援会	鈴木明後援会	鈴木幸男後援会	せお吉一後援会	税理士による山口泰明後援会	全国産業廃棄物連合会政治連盟		
会	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代		
計責任者	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表			
木南安代	千田憲保	高篠常次	福島敏夫	伊藤一也	川野和子	岡田秀夫	加藤智秀	福田義夫	新堀省一郎	笠原誠二	泉栄嗣	浅見栄正	行田市栄町二二一	山下晶	山崎邦子	小林友明	後藤徳一郎	和光市新倉二二二一	関幸一	桑原小百合	洪田智秀	三木兼吉	白根大輔	鈴木卓	加藤俊治	北足立郡伊奈町大針二二七一六	田口靖博	松本岩男		
岡本信之	木内良平	山内孝	沢田敏男	橋本正雄	松野正太郎	野口勝久	千葉みち子	本藤敏夫	新井峯夫	宮崎文夫	笠原誠司	面来晃	新井茂	行田市行田六一	泉養平	行田邦子	丸山金次郎	佐野和男	和光市新倉一一一三四	田辺金蔵	田之上真弓	竹村保正	島村美知江	白根晃一	西野省吾	梅津功	北足立郡伊奈町大針三五四一三三	山口裕司	瀬尾平次	
平成十九年三月二十三日	平成十九年三月二十八日	平成十九年三月二日	平成十九年三月三十日	同	平成十九年三月十五日	平成十九年三月十二日	平成十九年三月二十九日	平成十九年三月二十八日	平成十九年三月十二日	平成十九年三月二十七日	平成十九年三月六日	平成十九年三月二十七日	平成十九年三月二十二日	平成十九年三月二十七日	平成十九年三月八日	平成十九年三月十二日	平成十九年三月二十九日	平成十九年三月一日	平成十九年三月二十九日	平成十九年三月二十六日	平成十九年三月二十九日	平成十九年三月二十七日	平成十九年三月二十日	平成十九年三月二十六日	同	平成十九年三月二十九日	平成十九年三月二日	平成十九年三月二十八日	平成十九年三月二十八日	
				右																					右					

埼玉県産業廃棄物協会埼玉県地区政治連盟

田中良生後援会

でんだひろみ*まちづくりクラブ

稲松

中川幸廣後援会

滑川みつや後援会

野本順一後援会

橋本利弘後援会

東入間医師連盟

平尾良雄後援会

昼間英司後援会

星野しんご後援会

星野みつひろ後援会

まち子の街づくり研究会

松本こういちろう後援会

山田かずしげ後援会

嵐山町山口泰明後援会

和光市商工政治連盟

会計責任者

主たる事務所の所在地

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

榎本弘

さいたま市北区宮原町一八五二一五一一〇三

吉田茂

大塚亘

奥田善胤

清水丈行

橘川了

中島俊彦

竹下得三

平尾邦雄

大山幸男

鳩ヶ谷市本町三一八一一

狩野勲

星野時雄

川野和子

熊谷市別府一五三

日高市高萩一四〇一一

小林峰久

本橋昭蔵

和光市本町三六〇(株)三共電気商會内

庄野昌夫

さいたま市北区宮原町一一七五一一〇三

浅井政信

高橋徳次

保月浩

小川賢二

安原賢治

根本光規

鈴木修

佐京道朗

鈴木正雄

鳩ヶ谷市本町三一八一一

星野幸雄

松本武雄

松野正太郎

熊谷市三ヶ尻五二〇〇

日高市鹿山八一四

吉野栄一

高田和扶

和光市本町三一二一一〇九

平成十九年三月二十三日

平成十九年三月二十二日

平成十九年三月二十日

平成十九年三月二十八日

平成十九年三月二十八日

平成十九年三月二十三日

平成十九年三月二十三日

平成十九年三月二十七日

同

平成十九年三月三十日

平成十九年三月七日

同

平成十九年三月三十日

平成十九年三月二十九日

平成十九年三月十五日

平成十九年三月二十九日

平成十九年三月十二日

平成十九年三月十六日

平成十九年三月二十九日

同

埼玉県選管告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第二項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成19年3月1日)3月31日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体名称

石毛由美子後援会

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表す

平成十九年四月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

解散年月日

平成十九年三月十二日

届出年月日

平成十九年三月十二日

梅 沢 い さ お 後 援 会
 岡 崎 こ う じ 後 援 会
 感動桜国きたもとを創る会
 木 滝 和 宗 後 援 会
 合 谷 け ん じ 後 援 会
 島 崎 と も の り 後 援 会
 鈴 木 周 一 後 援 会
 選 拳 法 規 研 究 会
 税理士による若松かねしげ後援会
 殿 塚 こ う じ 後 援 会
 と み た 利 夫 後 援 会
 21 上 福 岡 市 政 治 連 盟
 芳 賀 義 宜 後 援 会
 ふ れ あ い 町 づ くり の 会
 松 岡 ひ で ひ と 後 援 会
 武 藤 喜 八 後 援 会
 森 田 て る お 連 合 後 援 会
 柳 下 満 (長 島) 後 援 会
 別記二(平成19年3月1日～3月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

神 田 よ し ゆ き 後 援 会
 鈴 木 久 才 後 援 会
 長 谷 川 淨 意 後 援 会
 土 方 た か よ し 後 援 会
 ま つ も と 正 行 後 援 会
 三 宅 じ ゅ ん 子 後 援 会
 む ら た 文 一 を は げ ま す 会
 村 田 正 弘 後 援 会
 別記三

政治団体の名称 石毛由美子後援会

報告年月日 平成19年3月12日

(平成18年分)

平成十九年	三月	十一日	平成十九年	三月	十六日
平成十九年	三月	一日	平成十九年	三月	八日
平成十九年	三月	九日	平成十九年	三月	九日
平成十九年	三月	十九日	平成十九年	三月	二十二日
平成十九年	三月	三十日	平成十九年	三月	三十日
平成十九年	三月	五日	平成十九年	三月	五日
平成十九年	三月	二十二日	平成十九年	三月	二十八日
平成十九年	三月	二日	平成十九年	三月	七日
平成十九年	三月	十三日	平成十九年	三月	十三日
平成十九年	三月	十三日	平成十九年	三月	十三日
平成十九年	三月	二十六日	平成十九年	三月	二十六日
平成十九年	三月	十三日	平成十九年	三月	十三日
平成十九年	二月	二十八日	平成十九年	三月	十六日
平成十九年	三月	十二日	平成十九年	三月	二十八日
平成十九年	三月	三十日	平成十九年	三月	三十日
平成十九年	三月	二十七日	平成十九年	三月	二十七日
平成十九年	三月	二十九日	平成十九年	三月	二十九日
平成十九年	三月	三十日	平成十九年	三月	三十日
平成十九年	三月	二十七日	平成十九年	三月	二十七日

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額	0円
(2) 支出 総額	0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 (2) 支出総額

0円
 0円
 0円

政治団体の名称 **梅沢いさお後援会**

報告年月日 平成19年3月16日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

政治団体の名称 **岡崎こうじ後援会**

報告年月日 平成19年3月8日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

政治団体の名称 **感動桜国きたもとを創る会**

報告年月日 平成19年3月9日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

9,105円

9,105円

イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 (平成18年分)

0円
 0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

9,105円

9,105円

0円

(2) 支出総額

0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

9,105円

9,105円

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称 **木滝和宗後援会**

報告年月日 平成19年3月22日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

政治団体の名称 **合谷けんじ後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **合 谷 憲 治**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **さいたま市議会議員**

報告年月日 平成19年3月30日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 島崎とものり後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 島崎朝則
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鴻巣市議会議員
 報告年月日 平成19年3月5日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	336,000円
ア 前年繰越額	46,000円
イ 本年収入額	290,000円

(2) 支出総額	330,000円
----------	----------

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	40,000円
-----------------	---------

イ 寄附	(30人)
------	-------

イ 寄附

イ 寄附

a 個人からの寄附	200,000円
-----------	----------

ウ その他の収入	50,000円
----------	---------

10万円未満の収入

合計	290,000円
----	----------

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
----------	------	------

島崎朝則	200,000円	鴻巣市
------	----------	-----

(2) 支出の内訳	
-----------	--

ア 経常経費	40,000円
イ 政治活動費	
(イ) 組織活動費	185,000円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	50,000円
a 宣伝事業費	50,000円
(ウ) 調査研究費	55,000円
合計	330,000円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	6,000円
----------	--------

ア 前年繰越額	6,000円
---------	--------

イ 本年収入額	0円
---------	----

(2) 支出総額	0円
----------	----

政治団体の名称 鈴木周一後援会
 報告年月日 平成19年3月28日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
----------	----

(2) 支出総額	0円
----------	----

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
----------	----

(2) 支出総額	0円
----------	----

政治団体の名称 選挙法規研究会
 報告年月日 平成19年3月7日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	82,506円
----------	---------

ア 前年繰越額	82,506円
---------	---------

イ	本年収入額	0円
(2)	支出総額	0円
(平成19年分)		
1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	82,506円
ア	前年繰越額	82,506円
イ	本年収入額	0円
(2)	支出総額	82,506円
2	収入・支出の内訳	
(1)	支出の内訳	
ア	政治活動費	
(イ)	寄附・交付金	82,506円
(ロ)		82,506円
合計		82,506円

政治団体の名称 税理士による若松かねしげ後援会
 報告年月日 平成19年3月13日

(平成18年分)

1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	896,412円
ア	前年繰越額	666,382円
イ	本年収入額	230,030円
(2)	支出総額	834,118円
2	収入・支出の内訳	
(1)	収入の内訳	
ア	その他の収入	
イ	10万円未満の収入	230,030円
合計		230,030円
(2)	支出の内訳	
ア	政治活動費	
(イ)	組織活動費	738,118円
(ロ)	その他の経費	96,000円
合計		834,118円

(平成19年分)

1	収入・支出の総額	62,294円
(1)	収入総額	62,294円
ア	前年繰越額	0円
イ	本年収入額	62,294円
(2)	支出総額	0円

政治団体の名称 殿塚こうじ後援会
 報告年月日 平成19年3月26日
 (平成18年分)

1	収入・支出の総額	115,261円
(1)	収入総額	115,261円
ア	前年繰越額	115,261円
イ	本年収入額	0円
(2)	支出総額	0円

(平成19年分)

1	収入・支出の総額	115,261円
(1)	収入総額	115,261円
ア	前年繰越額	115,261円
イ	本年収入額	0円
(2)	支出総額	0円

政治団体の名称 とみた利夫後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 富田利夫
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 江南町議会議員
 報告年月日 平成19年3月13日

1	収入・支出の総額	0円
(1)	収入総額	0円
(2)	支出総額	0円
1	収入・支出の総額	834,118円

(1) 収入総額
(2) 支出総額

政治団体の名称 **21上福岡市政治連盟**
報告年月日 平成19年3月16日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 組織活動費

ロ 経常経費

ハ 雑費

ニ その他の経費

ヘ 雑費

ト 雑費

チ 雑費

リ 雑費

ル 雑費

レ 雑費

ロ 雑費

ハ 雑費

ニ 雑費

ヘ 雑費

ト 雑費

チ 雑費

リ 雑費

ル 雑費

レ 雑費

ロ 雑費

0円

0円

2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳
ア 寄附
イ 個人からの寄附
ロ 個人からの寄附
ハ 個人からの寄附
ニ 個人からの寄附
ヘ 個人からの寄附
ト 個人からの寄附
チ 個人からの寄附
リ 個人からの寄附
ル 個人からの寄附
レ 個人からの寄附
ロ 個人からの寄附

合計

【寄附の内訳】

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

大熊泰雄

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 人件費

ロ 備品・消耗品費

ハ 政治活動費

ニ 組織活動費

ヘ 調査研究費

合計

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 人件費

合計

政治団体の名称

報告年月日

平成19年3月30日

(金額)

400,000円

(住所)

さいたま市

610,000円

85,350円

179,123円

17,000円

891,473円

8,527円

8,527円

0円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

8,527円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	80,724円
ア 前年繰越額	80,724円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	80,724円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	80,724円
イ 寄附・交付金	80,724円
合計	80,724円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **松岡ひでひと後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **松岡秀仁**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **川越市議会議員**

報告年月日 **平成19年3月27日**

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **武藤喜八後援会**

報告年月日 **平成19年3月29日**

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	279円
(1) 収入総額	279円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	279円
(1) 収入総額	279円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **森田てるお連合後援会**

報告年月日 **平成19年3月30日**

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **柳下満(長島)後援会**

報告年月日 **平成19年3月27日**

(平成17年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円

(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(平成19年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成16年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
		(1) 収入総額	0円
		(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **神田よしゆき後援会**
 報告年月日 平成19年3月8日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成16年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **鈴木久才後援会**

報告年月日 平成19年3月1日

(平成15年分)

(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(2) 支出総額	0円	(1) 収入総額	0円
(平成16年分)		(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(平成17年分)	
(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(2) 支出総額	0円	(1) 収入総額	0円
		(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **長谷川浄意後援会**
 報告年月日 平成19年3月9日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成16年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	3,600円
(1) 収入総額	3,600円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 三宅じゅん子後援会

報告年月日 平成19年3月7日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成16年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成17年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称	むらた文一をばげます会	0円
資金管理団体の届出をした者の氏名	村田文一	0円
資金管理団体の届出に係る公職の種類	東松山市議会議員	0円
報告年月日	平成19年3月9日	0円
(平成15年分)		
1 収入・支出の総額	0円	0円
(1) 収入総額	0円	0円
(2) 支出総額	0円	0円

(平成16年分)

1 収入・支出の総額	0円	0円
(1) 収入総額	0円	0円
(2) 支出総額	0円	0円

(平成17年分)

1 収入・支出の総額	0円	0円
(1) 収入総額	0円	0円
(2) 支出総額	0円	0円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	0円	0円
(1) 収入総額	0円	0円
(2) 支出総額	0円	0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	0円	0円
(1) 収入総額	0円	0円
(2) 支出総額	0円	0円

政治団体の名称 村田正弘後援会

報告年月日 平成19年3月6日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額	0円	0円
(1) 収入総額	0円	0円
(2) 支出総額	0円	0円

(平成16年分)

1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成17年分)		(平成19年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成18年分)			

埼玉県選挙告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。
(平成19年3月1日～3月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋本清一	さいたま市議会議員	清一会	さいたま市南区辻四―七―四	平成十九年三月九日
新井格	埼玉県議会議員	『新井いたる』と県政を考える会	入間市仏子七六九―ダイアパレス五二四	平成十九年三月二十九日
石川智明	川越市議会議員	石川ともあき励ます会	川越市の場一六二〇	平成十九年三月二十日
小林友明	行田市議会議員	小林友明後援会	行田市持田五―五―二	平成十九年三月十二日
榊原秀忠	川口市議会議員	榊原秀忠後援会	川口市北原台一―二七―一四	平成十九年三月十二日
白根大輔	川口市議会議員	しらね大輔後援会	川口市朝日二―二〇―一	平成十九年三月二十日
長谷川浄意	さいたま市議会議員	長谷川浄意後援会	さいたま市緑区中尾一九二	平成十九年三月九日
柳田力	川口市議会議員	柳田つとむ後援会	川口市大字芝六九〇六―三六	平成十九年三月二十二日
山野井美代	川口市議会議員	山野井美代となかまたち	川口市飯塚四―一―三三	平成十九年三月二十六日

埼玉県選挙告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成19年3月1日～3月31日受理分。記載順序は五十音順。)
その他の政治団体

平成十九年四月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
木津雅晟	三郷市長	木津まさあき後援会	公職の種類	三郷市長	三郷市議会議員	平成十九年 三月二十七日
工藤正司	行田市市長	工藤正司後援会	主たる事務所の所在地	埼玉県行田市栄町二―二	行田市行田六一	平成十九年 三月二十二日
近藤豊	川口市議会議員	近藤豊後援会	公職の種類	川口市議会議員	埼玉県議会議員	平成十九年 三月十五日
松本貢市郎	熊谷市議会議員	松本こういちろう後援会	主たる事務所の所在地	熊谷市別府一―五三	熊谷市三ヶ尻五二〇〇	平成十九年 三月二十九日
山崎邦子	参議院選挙区選出議員	行和会	届出者の氏名(代表者の氏名)	山崎 邦子	行田 邦子	平成十九年 三月 八日

埼玉県選管告示第五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成19年3月1日～3月31日受理分。記載順序は五十音順。)

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
小林友明	行田市議会議員	小林友明を育てる会	平成十九年 三月 十二日	平成十九年 三月 十二日
島崎朝則	鴻巣市議会議員	島崎とものり後援会	平成十九年 三月 五日	平成十九年 三月 五日
村田文一	東松山市議会議員	むらた文一をあげます会	平成十九年 三月 九日	平成十九年 三月 九日

埼玉県人事委員会告示第一号

平成十九年度埼玉県職員採用上級試験及び平成十九年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

1 試験の名称

- (1) 平成19年度埼玉県職員採用上級試験
- (2) 平成19年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
一般行政		73人	○日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)

設備	人数	埼玉県職員採用上級試験
総合土木	28人	建設
	12人	建築
	15人	化学
	5人	農業
	16人	福祉

○地方公務員法第16条に該当しない者

○次に掲げる者

- (1) 昭和54年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
- (2) 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

※「福祉」は社会福祉法第19条の社会福祉主事の

埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	35人	任用資格を有する者又は平成20年3月31日までに資格を取得する見込みの者
------------------------	-----	--------------------------------------

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験		
	教養試験	専門試験	論文試験	適性試験	人物試験
埼玉県職員採用上級試験	○	○	○	○	○
埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	(選択解答制)	(一般行政のみ選択解答制)	○	○	○
	○	(選択解答制)	○	○	○

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月24日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校(北足立郡伊奈町)埼玉県立蔵高等学校(蔵市)	7月3日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板上に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月9日(月)から12日(木)までのいずれか1日及び7月12日(木)から27日(金)までのいずれか1日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校(北足立郡伊奈町)埼玉県立蔵高等学校(蔵市)	8月22日(水)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

- ア 埼玉県職員採用上級試験
- イ 埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。
- エ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験
- オ 埼玉県内の市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

- ア 平成19年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として全職種とも185,640円である。
- イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。
- ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。
- エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。
- オ 採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、任命権者が行う身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は資格取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成20年4月1日以降である。

8 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成19年5月9日(水)から配布する。

(2) 申込方法
 申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。
 なお、郵送による場合は、簡易書留又は配達記録にすること。

記

受付期間 郵送受付 5月14日(月)から5月25日(金)まで(期間内消印有効)
 インターネット受付 5月14日(月)9時30分から5月21日(月)17時まで
 持参受付 5月23日(水)から5月25日(金)までの8時30分～17時45分

9 その他

(1) 試験職種「一般行政」については、点字又は拡大文字(身体障害者手帳を有する者に限る。)による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。
 (2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-6425)に行うこと。

埼玉県人事委員会告示第二号

平成十九年度埼玉県警察事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

1 試験の名称

平成19年度埼玉県警察事務職員採用上級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 36人

3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者
 (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
 (3) 次に掲げる者

ア 昭和54年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
 イ 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 (ウ) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者
 (エ) 人事委員会が(ウ)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 第1次試験 教養試験(選択解答制)、専門試験(選択解答制)
 (2) 第2次試験 論文試験、適性試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月24日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校(北足立郡伊奈町) 埼玉県立蕨高等学校(蕨市)	7月3日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板上に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月9日(月)から12日(木)までのいずれか1日及び7月12日(木)から27日(金)までのいずれか1日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	県庁第三庁舎、職員会館、埼玉県自治会館、衛生会館、埼玉県民健康センター及び埼玉教育会館等で行う。詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。	8月22日(水)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成19年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、185,640円である。

イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

エ 採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、警察本部長が行う身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成20年4月1日以降である。

9 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成19年5月9日(水)から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

なお、郵送による場合(警察署に提出する場合は、持参に限る。)は、簡易書留又は配達記録にすること。

記

受付期間 郵送受付

5月14日(月)から5月25日(金)まで(期間内消印有効)

持参受付

5月14日(月)から5月25日(金)までの8時30分～17時30分(土曜日及び日曜日を除く。)

インターネット受付

5月14日(月)9時30分から5月21日(月)17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-6425)又は埼玉県警察採用センター(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514)に行うこと。

埼玉県人事委員会公告第三号

平成十九年度埼玉県職員採用初級試験及び平成十九年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 三 眞

1 試験の名称

(1) 平成19年度埼玉県職員採用初級試験

(2) 平成19年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用初級	一般事務	10人	○日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)
	設備	1人	○地方公務員法第16条に該当しない者
	総合土木	1人	○昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者(学歴不問)

試験	農	1人	埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験
	業	20人	

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験		
	教養試験	専門試験	作文試験	適性試験	人物試験
埼玉県職員採用初級試験(一般事務)	○		○	○	○
埼玉県職員採用初級試験(技術関係職種)	○	○	○	○	○
埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	○		○	○	○

注1 ○印を付したものについて行う。

注2 作文試験は、第1次試験日に行い、第2次試験として評価する。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日(日)	埼玉県立大宮高等学校(さいたま市)埼玉県立浦和西高等学校(さいたま市)	10月3日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月12日(金)から17日(水)までのいずれか1日(13日(土)及び14日(日)を除く。)に、県庁第三庁舎、職員会館、埼玉県自治会館、衛生会館、埼玉県民健康センター及		11月22日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

び埼玉教育会館等で行う。
詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県内の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成19年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として全職種とも149,940円である。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、任命権者が行う身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成20年4月1日以降である。

8 受験手続

- (1) 受験申込用紙の入手方法
 受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成19年7月2日(月)から配布する。
- (2) 申込方法
 申込書に必要な事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留又は配達記録にすること。
 記

受付期間	郵送受付 8月13日(月)から8月24日(金)まで(期間内消印有効)
	インターネット受付 8月13日(月)9時30分から8月20日(月)17時まで
	持参受付 8月22日(水)から8月24日(金)までの8時30分～17時45分

- 9 その他
 この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-6425)に行うこと。

埼玉県人事委員会告示第四号

平成十九年度埼玉県警察事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。
 平成十九年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

- 1 試験の名称
 平成19年度埼玉県警察事務職員採用初級試験
- 2 試験職種及び採用予定者数
 警察事務 7人
- 3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
 (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
 (3) 昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者(学歴不問)

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、作文試験
 (2) 第2次試験 適性試験、人物試験

注 作文試験は、第1次試験日に行い、第2次試験として評価する。

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月3日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月12日(金)から17日(水)までのいずれか1日(13日(土)及び14日(日)を除く。)に、県庁第三庁舎、職員会館、埼玉県自治会館、衛生会館、埼玉県民健康センター及び埼玉教育会館等で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月22日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成19年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、149,940円

である。

- イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。
- ウ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。
- エ 採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、警察本部長が行う身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成20年4月1日以降である。

9 受験手続

- (1) 受験申込用紙の入手方法
受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成19年7月2日(月)から配布する。
- (2) 申込方法
申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。
なお、郵送による場合(警察署に提出する場合は、持参に限る。)は、簡易書留又は配達記録にすること。

記

受付期間	郵送受付
	8月13日(月)から8月24日(金)まで(期間内消印有効)
	持参受付
	8月13日(月)から8月24日(金)までの8時30分～17時30分
	インターネット受付
	8月13日(月)9時30分から8月20日(月)17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-6425)又は埼玉県警察採用センター(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514)に行うこと。

埼玉県人事委員会委員長報告

平成19年度埼玉県免許資格職職員採用試験を次のとおり実施する。
平成19年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

1 試験の名称

平成19年度埼玉県免許資格職職員採用試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験職種	採用予定者数	受験資格
薬剤師	15人	○地方公務員法第16条に該当しない者 (全職種共通) 日本国籍を有する次に掲げる者で、薬剤師の免許を有する者又は平成20年春季の国家試験で取得見込みの者 (1) 昭和54年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 (2) 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
獣医師	14人	日本国籍を有する次に掲げる者で、獣医師の免許を有する者又は平成20年春季の国家試験で取得見込みの者

		<p>(1) 昭和52年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
保健師	5人	<p>次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成20年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)</p> <p>(1) 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
管理栄養士	5人	<p>次に掲げる者で、管理栄養士の免許を有する者又は平成20年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)</p> <p>(1) 昭和54年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
栄養士	18人	昭和54年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は平成20年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)

3 試験の方法

- (1) 薬剤師、獣医師、保健師及び管理栄養士
 試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。
- ア 第1次試験 教養試験(選択解答制)
- イ 第2次試験 論文試験、適性試験、人物試験
- (2) 栄養士

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

- (1) 薬剤師、獣医師、保健師及び管理栄養士

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月24日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校(北足立郡伊奈町) 埼玉県立麻高等学校(蔵市)	7月3日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月9日(月)から12日(木)までのいずれか1日及び7月12日(木)から27日(金)までのいずれか1日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	県庁第三庁舎、職員会館、埼玉県自治会館、衛生会館、埼玉県県民健康センター及び埼玉教育会館等で行う。詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。	8月22日(水)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

- (2) 栄養士

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日(日)	埼玉県立大宮高等学校(さいたま市) 埼玉県立浦和西高等学校(さいたま市)	10月3日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月12日(金)から17日(水)までのいずれか1日(13日(土)及び14日(日))		11月22日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、

試験	日(日)を除く。)に、県庁第三庁舎、職員会館、埼玉県自治会館、衛生会館、埼玉県民健康センター及び埼玉教育会館等で行う。詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。	合格者には文書で通知する。
----	---	---------------

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要
埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 平成19年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として下表のとおりである。

職 種	給 与
薬剤師	191,520円
獣医師	211,995円
保健師	214,830円
管理栄養士	191,520円
栄養士	169,260円

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登録

合格者は、採用候補者名簿に登録されるが、任命権者が行う身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は免許取得見込みの者にあつては、当該免許を取得できなかつた場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成20年4月1日以降である。

8 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、薬剤師、獣医師、保健師及び管理栄養士は平成19年5月9日(水)から、栄養士は平成19年7月2日(月)から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要な事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留又は配達記録にすること。

記

職 種	受 付 期 間
薬剤師	郵送受付 5月14日(月)から5月25日(金)まで(期間内消印有効)
獣医師	インターネット受付 5月14日(月)9時30分から5月21日(月)17時まで
管理栄養士	持参受付 5月23日(水)から5月25日(金)までの8時30分～17時45分
栄養士	郵送受付 8月13日(月)から8月24日(金)まで(期間内消印有効) インターネット受付 8月13日(月)9時30分から8月20日(月)17時まで 持参受付 8月22日(水)から8月24日(金)までの8時30分～17時45分

9 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-6425)に行うこと。



平成十九年度埼玉県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

1 試験の名称

平成19年度埼玉県民間企業等職務経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

一般行政 8人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
- (4) 民間企業等における職務経験を5年以上(平成19年7月末日現在)有する者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、論文試験
- (2) 第2次試験 適性試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日(日)	埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市) 埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月11日(木)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板上に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月27日(土)、28日(日)のいずれか一日に、さいたま市内で行う。詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月22日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 年齢29歳で、民間企業等の職務経験が7年である場合
247,485円(地域手当を含む。)

イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、任命権者が行う身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成20年4月1日以降である。

9 受験手続

- (1) 受験申込用紙の入手方法
受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課において、平成19年7月2日(月)から配布する。
- (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留又は配達記録にすること。

記

受付期間 郵送受付

8月13日(月)から8月24日(金)まで(期間内消印有効)
 インターネット受付
 8月13日(月) 9時30分から8月20日(月) 17時まで
 持参受付
 8月22日(水)から8月24日(金)までの8時30分～17時45分

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-6425)に行うこと。

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十九年四月二十七日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長

池田 勝彦

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を

防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、

埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

平成十九年四月二十八日から平成二十年四月二十七日まで



埼玉県告示第六百九十四号(平成十八年四月二十日第八百六十八号)中訂正

正

北葛飾郡杉戸町杉戸

ページ 段 行 誤
 二一 四 十四 北葛飾郡杉戸

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇(代表)